

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成21年10月26日（月）から27日（火）
- 2 視 察 地 滋賀県草津市 人口9万4,243人(平成21年4月1日現在)
京都府亀岡市 人口11万9,543人(平成21年4月1日現在)
- 3 出席委員 福島 忠 夫、湯 澤 清 訓、岸 昭 二
金子 真理子、高 橋 節 子、工 藤 日出夫
- 4 視察事項
草津市
・議会運営全般について
・政治倫理条例について
亀岡市
・議会運営全般について
・議会活性化委員会の取組みについて

以上の視察事項について、順次報告いたします。

はじめに**草津市**の視察概要について報告いたします。

1 草津市議会の概要

草津市議会の議員数は、法定数34人、条例定数24人です。委員会の構成は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の3常任委員会が各8人、議会運営委員会8人、総合計画特別委員会24人、旧草津川跡地対策特別委員会、自治体基本条例調査検討特別委員会の2特別委員会が各12人となっています。

2 議会運営について

（１）議会運営委員会について

委員の選出方法は、会派構成人員に応じて比例配分して選出し、議長が本会議に諮って指名推薦しています。定数は8人、正副議長はオブザーバーで出席します。任期は1年としています。会議録については、テープ反訳を業者に委託し全文筆記により作成したものを公開しています。

（２）予算・決算の審査方法

一般会計の当初予算、補正予算、決算ともに各常任委員会に分割付託し、特別会計は会計ごとに所管の常任委員会に付託しています。それぞれの委員会によって、審議結果が異なる見込みのあるときは、委員会間の調整を行っています。

（３）代表質問及び一般質問について

代表質問は、3月定例会のみ行っており、45分の持ち時間で大会派順に行っています。再質問はできる限り行わないものとし、行う場合は1回限りとしています。また、代表質問を行った議員は、一般質問を行わないという申

し合わせになっています。

一般質問は、平成15年10月から一般質問の活性化を図るため、一問一答方式を採用しています。通告については、質問日の3日前までに提出し、質問時間は、答弁に要する時間を含めて30分以内を基本とし、会派の人数に応じて質問時間を会派に配分しています。各会派は、15分間を単位とする配分調整を行うことができますが上限は45分としています。

一問一答方式については、同じ答弁が繰り返されるなど一步踏み込んだ答弁が展開されず、成熟した議論に発展していないのが現状です。今後は、発言通告の見直しなどを行うことで資質を高め、より有効的に活用していくことが課題とのことでした。

（４）委員長報告について

事務局で案文を作成して、委員長が修文後本会議で報告しています。報告に対する質疑は、報告終了後一括で行っています。また、行政視察の委員長報告については、本会議では行っていないが全員協議会で報告しています。

３ 政治倫理条例について

平成17年３月に市長の政治倫理条例が制定されたことを契機に、市議会でも議員が明確な基準のもとで誇りをもって市政を担いつつ、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民が議員を信頼し、必要に応じて議員の活動についての説明を求めることができる仕組みとして平成20年10月に制定しました。この条例は、①議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定める②議員自らがその高潔性を実証する諸方策を講ずる③市民にも市政に対する正しい認識と自覚のもとに行動することを目的とし、政治倫理基準を遵守して議員の使命達成に努めることを責務としています。

議員が政治倫理基準に違反する行為があった場合に、問責制度が設けられています。昨年の12月には、常任委員会の中で副委員長に不適切な発言があったことにより問責質疑が出され、副委員長が辞職した例があるとのことでした。

次に**亀岡市**の視察概要について報告いたします。

１ 亀岡市議会の概要

亀岡市議会の議員数は、法定数30人、条例定数26人です。委員会の構成は、総務文教常任委員会、環境厚生常任委員会は各9人、産業建設常任委員会、議会運営委員会は各8人、総合的交通対策特別委員会7人、上桂川対策特別委員会、平和人権対策特別委員会、環境対策特別委員会は各6人、亀岡市土地開発公社長期保有地等検討特別委員会は9人となっています。

２ 議会運営について

（１）議会運営委員会について

選出方法は、会派の所属人数により会派割り当て人数を決定し選出してい

ます。定数は8人、正副議長はオブザーバーで出席しています。任期は2年としています。会議録については、事務局職員が要点筆記で作成しています。

（２）予算・決算の審査方法

予算については、一般会計は予算特別委員会を設置し審査しています。委員の構成は、会派比例配分により13人で5日間行っています。特別会計及び補正予算については、3常任委員会に分割付託しています。決算については、一般会計、特別会計ともに決算特別委員会で審査しています。この委員会は、決算分科会と称され、それぞれの常任委員会を分科会として審査を行っています。

（３）一般質問について

通告の期限は、開会日の午後2時までとなっています。一括質問方式と一問一答方式の選択制となっており、一括質問方式の場合は3回まで、一問一答方式の場合は回数に制限無く質問することができます。ただし、質問時間は議員一人当たり20分を基本とし、会派の人数に応じて配分した上で最大一人30分以内となっています。発言の順位については、会派の輪番制で行われ、会派に属さない議員については、会派、個人質問の後に輪番制で行っています。

３ 議会活性化委員会の取組みについて

議会改革を検討するための組織として、平成15年に「議会活性化検討委員会」が設置されました。議会活性化検討委員会は、昭和30年に市制施行以来13期生の議員9人により組織され、改革が必要とされる50項目について調査、検討が行われました。主な取組みとして①一般質問、代表質問での一問一答制の導入②政務調査費の領収書の公開③ホームページ掲載項目の充実④議員定数の削減などを実現しました。

平成20年には、14期生の議員により「議会活性化推進委員会」が設置されました。議会活性化推進委員会は、会派の人数で比例配分した8人の議員と無会派から1人を選出し9人から構成されています。オブザーバーとして議長・副議長も出席しています。平成20年2月に第一回の会議が開催され、各会派から提出された48項目について検討が行われました。そのうち25項目については早期に、18項目については1年以内に、5項目については任期中に検討を行うことになり現在まで20回開催されています。

早期に改革が必要とされる25項目について調査、検討する中で、①一問一答方式の回数制限廃止②議会だよりやホームページでの議案の賛否の掲載③議長、副議長選挙では所信表明を行う④常任委員会、全員協議会の月例開催などを委員会で取りまとめ、最終的には議会運営委員会において決定されました。現在は、議会基本条例制定に向けて検討しているとのことでした。

以上、報告いたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと存じます。

平成21年11月30日

北本市議会運営委員会
委員長 工 藤 日出夫

北本市議会議長 高 橋 節 子 様